

## 新 旧 条 文 対 照 表

(新)

(旧)

第46条 予備費を充てることのできる費途は、  
次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務所費
- (2) 保険給付費
- (3) 納付金
- (4) 保健事業費
- (5) 還付金
- (6) 財政調整事業拠出金
- (7) 連合会費
- (8) 雑支出

第46条 予備費を充てることのできる費途は、  
次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務所費
- (2) 保険給付費
- (3) 納付金
- (4) 保健事業費
- (5) 還付金
- (6) 財政調整事業拠出金
- (7) 連合会費

附則 この規約は平成25年4月1日から施行  
する。

附則 この規約は平成22年6月7日から施行  
する。